

令和 8 年 7 月 3 1 日

第 7 回 総 会

議 事 録

呉 市 農 業 委 員 会

議 事 録

日 時：令和８年７月３１日（金） 午後４時

場 所：呉市役所 ７階 ７５５～７５８号室

付議事項

議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 30 号 地域計画の変更に係る意見聴取について

報告事項

第 1 号 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

第 3 号 非農地証明について

第 4 号 非農地判断について

出席委員

1 番 柏木 健二	2 番 田中 慎二	3 番 谷 新子	4 番 宮脇 和幸
6 番 高本 光之	7 番 立花 達也	9 番 今井 満	10 番 亀山 博司
11 番 秋光 貴志	13 番 島田 徹幸	14 番 大道 正孝	15 番 竹内 誠
16 番 新田 隆次	17 番 石田 尚則	18 番 神藤 敦美	19 番 北村 正次

欠席委員

8 番 水場 光輝 12 番 岡本 亮二

推進委員

山本 豊 林 敏夫 横村 満

事務局

城戸事務局長 倉中事務局次長 庭月野課長補佐 山本主査 藤並主任 藤岡主事

(午後 4 時)

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和 8 年第 7 回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、7 番 立花委員、9 番 今井委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、8 番 水場委員、12 番 岡本委員から出ています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図及び議案現地確認写真そして、資料「地域計画（変更案）」を送付しています。ありますでしょうか。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。1 番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1 番の申請地は、広石内 3 丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は 376 m²の第 2 種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、売買するもので、譲受人は、73 歳で経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏木委員：1 番 柏木です。申請地は、旧国道 375 号から軽自動車がやっと通れる道を少し進んだ場所です。譲受人の自宅に隣接しており、6 年程前から耕作してきました。きれいに管理されていました。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2 番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2 番の申請地は、苗代町字大元〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は 1,139 m²の第 2 種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、売買するもの

で、譲受人は、76歳で経営規模を拡大し、水稻を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏 木 委 員：1番 柏木です。申請地は、苗代から熊野方面に進んだ西条のバス停辺りです。写真を見ての通り大変良い管理をされています。譲渡人が高齢で耕作が困難となったため、譲受人が代わって耕作されます。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番と4番について、関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、郷原町字久光〇〇〇番〇〇，地目は田，面積は665㎡の第2種農地です。4番の申請地は、郷原町字中畑〇〇〇〇番〇〇，地目は田，面積は371㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、使用貸人は遠方に居住し耕作困難なため、使用貸借による権利を設定するもので、使用借人は、59歳で経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山 本 委 員：推進委員 山本です。3番・4番いずれも譲渡人は、遠方に居住し耕作が困難となり貸与するもので、譲受人は、経営規模の拡大を図るための申請です。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、音戸町早瀬〇〇〇〇番〇〇ほか2筆，地目は田及び畑，面積は合計4039㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は、年齢は44才で経営規模を拡大し、カンキツを作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。写真右側の国道沿いにあります。平地で耕作し易い農地です。地主が
几帳面な方で大変良い管理をされています。今後は、譲受人がカンキツを栽培されるそう
です。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町安登西3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1200㎡の第
2種農地です。申請の事由につきましては、賃貸人は、賃借人の要望により、貸し付ける
もので、借受人は、81歳で貸借を継続し、水稻を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、川尻と安浦の中間地点安登小学校の裏にあります。5年前
から譲受人が耕作をしていましたが利用権の期限が切れたので、今回の申請となりました。
ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、安浦町大字中切字南平迫〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合
計で352㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望に
より、売却するもので、譲受人は、47歳で新たに野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、安浦町の中心部から車で5分程戻った辺りになります。写
真の上にある家と農機具も併せて購入しました。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、呉市蒲刈町向字福泊〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積の合計は1,232㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は、74歳で経営規模を拡大し、カンキツを栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：14番 大道です。申請地は、向港の東側の山腹にあります。譲受人の親の代から耕作してきました。今回無償贈与となりました。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：9番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、呉市蒲刈町田戸字原畑〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は畑、面積の合計は475.93㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作が困難なため贈与するもので、譲受人は、84歳で新たに果樹を栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：14番 大道です。申請人は、親戚関係であろうと思われます。園内に果樹は、植えられていませんでした。県道沿いの良い場所なので、管理し易いと思います。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、栃原町字東谷下〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,571㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場として一時転用するため、使用貸借による権利を設定するものです。都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山本委員：推進委員 山本です。申請地は、ケーブル工事施工のため資材置場として利用するもので、工事終了後農地に戻す一時転用です。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、音戸町先奥3丁目〇〇〇〇番、地目は田、面積は790㎡の第2種農地です。転用の目的は、産業用蓄電池として使用するため売買するものです。規模等につきましては、産業用蓄電池4台等設置し、蓄電池設備を一体利用するものです。産業用蓄電池の利用は、会社に電気を供給したり、太陽光と連動する型がありますが、今回は電力会社に電気を売り買いし、差額の利益を得る型で、機器単独での利用になります。電力会社とは契約承諾済みです。今回申請地には、電力柱の一部と配線を設置の予定で、蓄電池等は、段階的に南西に隣接する4筆の農地に設置予定で、非農地証明を受理後に申請することです。蓄電池の環境への影響ですが、機器の冷却時に20m以内では60db（テレビの普通音）程度の騒音があり、発火等防止のためコンテナ内に機器を設置し、安全性を担保しています。近隣の住民に対しては、経済産業省は説明を求めるよう示していませんが、会社の方針により50m以内の住民には説明済みのことです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。また、電気を取り扱うため電気事業法による届出が必要ですが、福山市や和歌山市等の他市で設置済みのため不要で、設置後の消防法による届出が必要になります。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は、音戸から倉橋に向かう国道で沿いにあります。議案書では地目が田となっていますが、50年程前から耕作しているところを見たことがありません。この辺りは、湿地で耕作に適さない場所ではあります。排水に関しては、川が近くにあるので問題ないと考えます。また、騒音についてですが、申請地の下側にカラオケ喫茶と鉄工所がありますが、現在営業していません。近くに民家は無く苦情は出ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

立 花 委 員：7番 立花です。申請地は、かなり広いです。蓄電池施設についての知識が無いので伺います。設置する設備の大きさを教えてください。

事 務 局 次 長：まず、蓄電池本体ですが、幅約6m・高さ2.9m・奥行き2.4m程を4台。その他パワーコンディショナー24台とキュービクル1台そして接続ケーブルです。

議 長：その他、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

(呉市農林水産課着席)

議 長：次に議案第30号「地域計画案の変更に係る意見聴取について」を議題とします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：本案件は、地域計画を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、農業委員会のご意見を伺うものです。頂いたご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。それでは、まず地域計画自体のことですが、地域で守ってきた農地のうち、将来にわたって守るべき農地を次の世代に引き継いでいくために、将来誰が農地を利用し守っていくのか、地域農業をどのように維持・発展していくのか等について、地域の将来像として明確にしたものが「地域計画」となっており、呉市においては、令和7年3月に農業振興地域の農用地区域を地域計画の区域として設定して策定しています。それでは今回の変更内容についてご説明いたします。この度変更しようとする地域計画は「音戸・倉橋地区」、「蒲刈・下蒲刈地区」、「川尻・安浦地区」、「豊浜・豊地区」の4地区になります。配布しております資料の赤字部分が変更する部分となります。変更内容は2つあります。まず1つ目が、農業振興地域整備計画の変更に伴う地域計画の

変更です。農業振興地域整備計画の変更を行うにあたっては、事前に地域計画を変更する必要があります。現在、農業振興地域整備計画の変更手続きを進めているところであり、来月以降の総会に議案として意見照会をさせていただく予定で動いております。上程する農業振興地域整備計画の変更の内容については、農用地区域からの除外申出に係るものなので、これに合わせて申請農用地を地域計画の区域から連動して削除するものです。2つ目の変更は、「音戸・倉橋地区」の地域計画「地域内の農業を担う者一覧」に載せております方の属性と名称の変更です。これは、認定農業者ではなくなったことや農業形態を個人経営から法人経営に切り替えたことにより、名称が変更されたことによるものです。以上が今回の地域計画の変更内容となります。今後のスケジュールとしましては、JA等関係機関への意見聴取を経て、地域計画の案を2週間縦覧した後、地域計画の変更というはこびとなります。以上で地域計画の変更についての説明を終わらせていただきます。ご意見がございましたらお願い致します。

議 長：ただいま呉市農林水産課から説明がありました「地域計画変更案」について、ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：なければ、本件は、農林水産課の説明のとおりとしてよろしいですか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、説明のとおりと決定します。

（呉市農林水産課退席）

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、報告事項第1号の農地法第4条の規定による届出が4件、報告事項第2号の農地法第5条の規定による届出が2件ございましたので、報告します。最後に、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、報告事項第3号の非農地証明申請について9件を証明し、報告事項第4号の非農地判断について64件を通知しましたので報告します。

議 長：報告事項について、ご質疑ありませんか。

議 場：質疑・意見なし。

議 長：その他、何か説明事項などありませんか。

議 長：今月出席した会議につて報告します。7月10日は、呉市有害鳥獣被害防止対策会議に出席、7月18日は、常設審議委員会農地部会に出席、7月28日は、呉市農水産業振興会議に出席しました。以上、会長として出席したことを報告します。

議 長：それでは、今限りで、退任される委員の皆様より、ひと言ご挨拶を頂きたいと思います。順に指名しますので、よろしくお願いします。

3番 谷 新子 委員。令和2年に就任され6年間の在職期間です。

谷 委 員：6年前に、農業委員会の事務局が来られ、女性委員が必要なので是非にと懇願され、委員をお受けしました。1期のつもりでしたが2期6年の任期となりました。本当にお世話になりました。

議 長：続きまして、4番 宮脇 和幸 委員。令和2年に就任され、6年間の在職期間です。

宮 脇 委 員：私も2期6年務めさせていただきました。就任当初は何も分からないので、横段委員に教わりながら何とか続けてこられました。印象深いのは、旧呉市以外の地域を見る機会があり、新鮮で勉強になりました。

議 長：続きまして、6番 高本 光之 委員。平成29年に就任され、9年間の在職期間です。

高 本 委 員：9年間は、長いようで短かったです。今思うことは、呉市内何処の地域も荒れ地が目立ちます。さみしい限りです。

議 長：続きまして、13番 島田 徹幸 委員。令和5年に就任され、3年間の在職期間です。

島 田 委 員：1期3年です。他の委員さんや事務局職員に支えられて何とか務めることができました。みなさん大変お世話になりました。

議 長：続きまして、推進委員 横村 満 委員。平成14年に就任され、21年間の在任期間です。

横 村 委 員：任期だけは長いのですが、役立つ場面も無く、駄目な委員であったと反省しています。長い間お付き合い頂きありがとうございました。

議 長：今回は、出席されていませんが、12番 岡本 亮二 委員、推進委員 黒田 正純 委員、高畑 保久 委員、藤本 隼人 委員、渡邊 哲宏 委員も今限りで退任されます。以上10名の委員の皆様、大変お世話になりました。

議

長：以上で、令和８年第７回呉市農業委員会総会を閉会します。本日のご審議，誠にありがとうございました。この委員での総会は今回で最後となり，明日以降は新たな農業委員，農業委員会での活動となります。これまでのご協力，誠にありがとうございました。

（午後４時 分）

以上は、令和８年第７回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 ８ 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員